様式第21号の2(第8条関係)

番　　　　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律第15条第３項において準用する第14条第４項においてその

例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

　配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

　なお、当実施機関において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考１）

* 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第15条　　（略）

2　　　（略）

3　前条第４項、第５項及び第７項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

第14条　　（略）

2・3　　　（略）

4　この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考２）

* 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項 に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 　要保護者又は被保護者であつた者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 　　（略）

2　別表第一の上欄に揚げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表下欄に揚げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。